

左俣谷土砂崩壊災害の対応結果について

神岡営林署

栃尾森林事務所 森林官 橋 本 圭 介
蒲田治山事業所 主 任 上 垣 内 芳 典

1 目的

平成9年7月10日、穂高国有林左俣谷において土砂崩壊災害が発生し、土石流の恐れがあるとして上宝村では現地対策本部を設け、旅館従業員等に避難勧告を出す等の対応がなされました。

昭和54年の栃尾地区洞谷災害時には、地元対応が遅れたという反省から、今回の災害に対して当署も早くから災害現地の情報把握に努めるとともに、地域との連携を図りながら災害対策等の対応をしましたので、その一連の対応結果について取りまとめ、今後の豪雨災害発生時の参考とするために報告します。

2 災害の発生状況

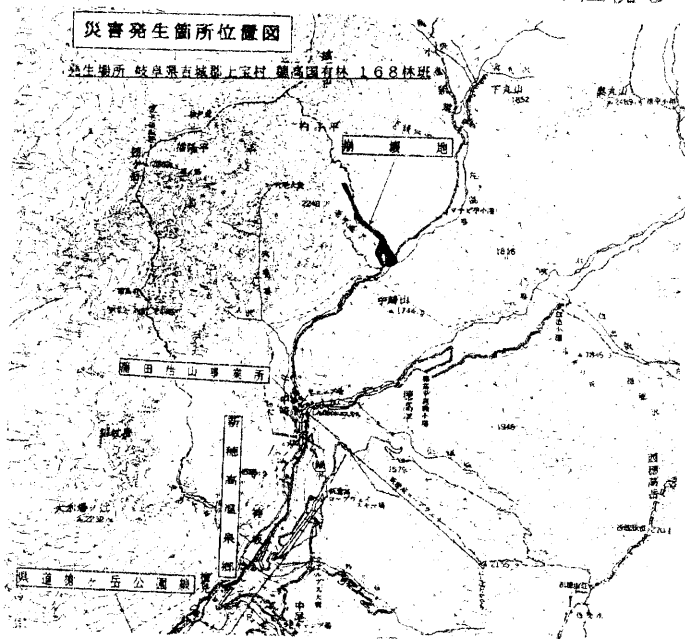
今回、土砂崩壊が発生した左俣谷は、その源を北アルプスの縦沢岳（標高2,755m）に発し、その流域は全国でも有数の山地荒廃地帯であり、流域内には多数の崩壊地や不安定土砂が堆積しております。

なお、直下流には、旅館やホテルが50軒、また北アルプスへの岐阜県側の登山口として有名な新穂高温泉郷があり年間利用者数は約47万人に及びます。

平成7年7月には、今回災害の発生した同一源頭部から、大規模な土砂崩壊災害が発生し、当署としても鋼製枠土留工3基、大転石練積土留工5基を施工して注視していたところでした。

平成9年7月7日からの梅雨前線による豪雨の影響で左俣谷支渓上岩小屋沢において土砂崩壊が発生し、左俣谷に流失しました。

7月9日11時頃土砂崩壊の音を聞いた山小屋関係者から、営林署及び森林事務所に通報があり、これを受けて蒲田治山事業所主任が早速現地へ出向き林道上方、天然林内に崩落してきたと思われる土砂を確認しました。上岩小屋沢は、上述のように平成7年の豪雨時にも沢の頂部、2,250m付近で崩壊が発生しその崩壊土砂が沢全体に堆積していました。今回の豪雨により崩壊範囲が拡大し、前回の土砂と合わせて崖すい状に堆積していた土砂が移動して大規模な土砂崩壊となったものと考えられます。その崩壊土砂量は、約30万 m^3 でありそのうち約7万 m^3 が河床を4分の3程度閉塞し、不安定土砂として堆積しています。



3 災害発生後の対応

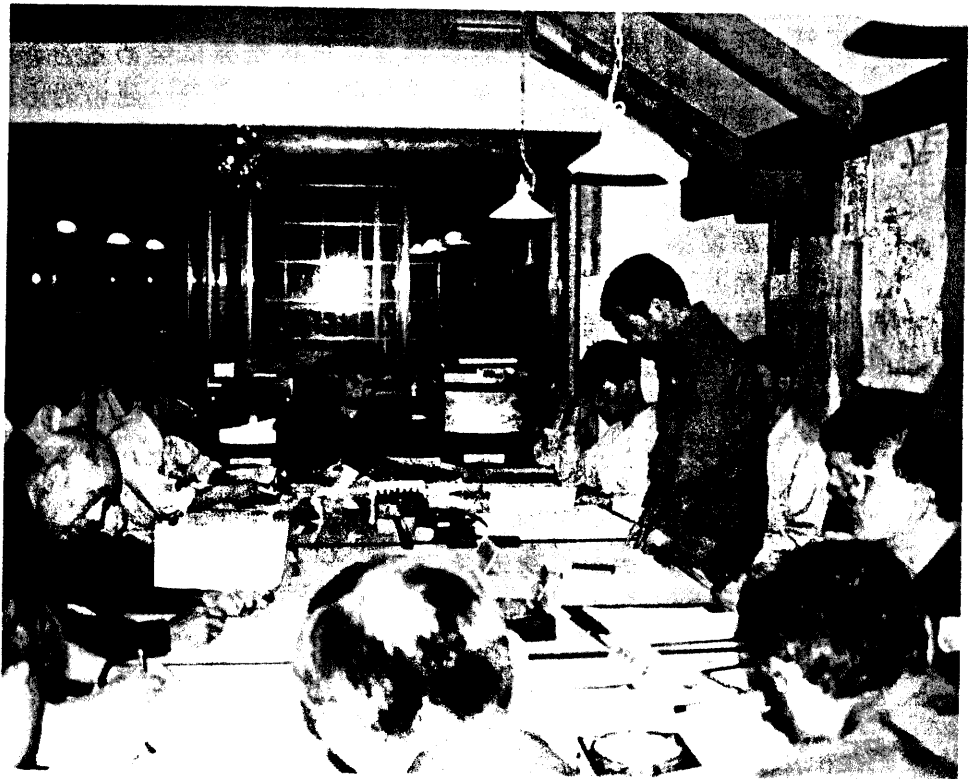
7月10日の早朝、前日の崩壊土砂が拡大し林道上に達しているのを現場の作業員

訪見等、これらを通じて治山係長、治山事業所主任、助尾森林官が、9時頃現地を確認した。

この時点で、署長としては上流への土石流はないと判断しましたが、平成8年12月の長野県小谷村蒲原沢の土石流災害や、当日も鹿児島県出水市の針原川の土石流災害など、豪雨による災害が多発していることから周囲は非常に神経質になっており、後の対策本部設置という結果となりました。

この6時頃、新徳高地区に避難勧告を検討しているとの情報が署に入り、次長と治山事業所主任が現地へ向かい、災害対策関係者と合流し、夕方6時頃、災害対策本部が新徳高に設置され、次長、事業所主任が対策会議に出席しました。この対策会議に出席する中で署から持参した図面や、平成7年の災害現地写真等が、災害対策を立てる上で非常に役に立ちました。

この後上宝村
村長より新徳高
地区の5事業所
に8名に避難命
令が発令され、
対策本部が所用
の状況を見守る
等徹夜の監視体
制が敷かれました。



7月11日1
0時、署長が対
策本部に入り次
長に交代し、その
後、専頭部調
査が開始され現
地の案内は、全
く営林署員が
行い迅速かつ確
かな対応は災害対
策を確立する上で大変有効でした。

また、気象台より今夜遅くから再び梅山前線が活発化し、大雨の恐れがあるとの発令があり更に監視体制を強化しました。

この日遅く、支局より治山課長、専門官が現地対策本部に到着されました。

7月12日 早朝より第4回対策会議が開かれ、主に監視カメラ等の設置、災害現地の目視調査、各作業配置の把握を確実に行う等が打ち合わされました。

この9時頃には助尾森林官も参加し、新徳高調査隊が出発するのと同時に、営林支局署の関係者による現地視察も行われました。

夕方には第5回対策会議が開かれ、各調査隊の報告に合わせて、営林署側からは災害現地の写真や提示、説明し対策を検討されました。

7月13日は早朝より治山課長をはじめとする支局署関係者による現地確認が行われ、また、この後、気象台から大雨の恐れがあるとの発令があり、7日から13日の累計雨量は60.9mm、上宝村初日最大降雨量となりました。

この日午後より、県警への協力を要する状況で撮影が行われ、夕方開かれた第7回対策会議

において、ビデオ映像により源頭部の拡大は少なく、大規模土石流の心配はない事が判明し、それにより避難、通行止の解除要望が出されました。

7月14日早朝より、現地の状況確認が行われ、その後、第8回対策会議を行い

- (1) 現地調査の結果、大規模土石流が発生する可能性が低い事
- (2) 天候が安定してきた事
- (3) 監視体制が整備された事

等により、避難勧告解除と槍ヶ岳公園線通行止解除並びに対策本部の解散を決定しました。

4 現地対策本部解散後における営林署としての対応

7月18日登山者の安全を考え通行止めの決断をし、登山者向けの通行止看板を設置し、工事関係者には、土石流等に対する見張り員の配置等の安全対策を指示しました。

また、崩落土石の除去と林道の仮復旧は急務でありましたが、特に下流への崩落土石の流失を防ぐ為早急に土石除去の必要がありました。

そこで地元の採石業者に除去する土石を何かに使用できないかと相談したところ、採石用原石及び建設用資材として販売に結びつけることが出来ました。

7月25日には、下記の理由等を勘案し登山者向け通行止め解除の決定と看板取り替えを行いました。解除の決断には苦慮しました。

- (1) 天候が安定してきた事、
- (2) 安全を確認し仮道の作設に着手した事
- (3) 建設省による下流の砂防ダムの緊急除石作業が行われていた事
- (4) 夏山登山シーズンを控え、山小屋関係者から解除の要望が多かった事

5 一連の対応結果より

- (1) 予防治山の必要性を更に再認識
- (2) 常日頃の対境関係が実を結び対策本部設置当初から本部の一員として対応できた
- (3) 普段からの巡視等により山の状況を把握していた為、現地案内が迅速に行えた
- (4) 営林署が地域の一員としての存在をアピール出来た

最後に、今回の災害発生後における一連の対応結果から、災害対策本部の一員として行った現地案内、現地状況の把握等の素早い対応は、災害対策を確立する上で非常に有効でした。

今後は地域とのより一層の連携をめざし更に努力していきたいと思っております。



崩壊地全景



林道上の崩壊土砂